

山梨県公報

号外第九十九号

平成二十三年

十二月二十二日

木 曜 日

目 次

規則

山梨県環境影響評価条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………三

規 則

山梨県規則第三十六号

山梨県環境影響評価条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県環境影響評価条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
(山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の四条を加える。

(方法書の公表)

第十二条の二 条例第八条の規定による公表は、条例第七条第三項の規定による方法書(これを要約した書類を含む。以下この項において同じ。)の知事への送付と同時に、事業者が知事に対し、方法書に記載された事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)を送付し、知事が、この記録をインターネットその他の情報通信技術を利用して公表する方法により行うものとする。

2 条例第八条の規定による公表の期間は、公表の日から、条例第四十四条第一項の規定において準用する条例第三十九条の規定による完了報告書の公告の日から起算

して五年を経過した日までとする。

(方法書説明会の開催)

第十二条の三 条例第八条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、影響地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第十二条の四 第十条の規定は、条例第八条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第八条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 影響地域の範囲

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第十二条の五 条例第八条の二第四項に規定する事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第二十八条から第三十一条までを次のように改める。

(準備書の公表)

第二十八条 第十二条の二の規定は、条例第十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第二十九条 第十二条の三の規定は、条例第十八条第一項の規定による準備書説明会の開催について準用する。この場合において、第十二条の三中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と、「影響地域」とあるのは、「関係地域」と読み替える

ものとする。

(準備書説明会の開催の公告)

第三十条 第十条及び第十二条の四第二項の規定は、条例第十八条第二項において準用する条例第八条の第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条第一号及び第十二条の四第二項第四号中「影響地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第三十一条 第十二条の五の規定は、条例第十八条第二項において読み替えて準用する条例第八条の二第四項に規定する事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十二条の五各号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。第四十条を削り、第四十一条を第三十九条とし、第四十二条から第四十四条までを一条ずつ繰り上げ、第四十二条の次に次の二条を加える。

(評価書の公表)

第四十三条 第十二条の二の規定は、条例第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「方法書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

(条例第二十八条第一項の規則で定める事項)

第四十四条 条例第二十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称
- 三 修正の内容（修正に係る調査、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を含む。）
- 四 修正の理由

第四十五条を次のように改める。

(条例第二十八条第二項の規則で定める修正)

第四十五条 条例第二十八条第二項の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 事業規模の縮小（事業規模以外の対象事業の内容の修正を併せて行うものであつて、当該修正により環境影響が増加することとなるものを除く。）
- 二 軽微な修正（当該修正により環境影響が増加することとなるものを除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該修正により環境影響が低減することが明らか

であるもの

第四十八条の見出し中「変更」を「事項」に改め、同条中「第三十七条」を「第四十四条」に、「変更」を「事項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(条例第三十一条第三項において準用する条例第二十八条第二項の規則で定める変更)
第四十八条の二 第四十五条の規定は、条例第三十一条第三項において準用する条例第二十八条第二項の規則で定める変更について準用する。

第四十九条中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に改める。第六十条の次に次の一条を加える。

(中間報告書の公表)

第六十条の二 第十二条の二の規定は、条例第三十九条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「方法書」とあるのは、「中間報告書」と読み替えるものとする。

(完了報告書の公表)

第六十七条の二 第十二条の二の規定は、条例第四十四条第二項において読み替えて準用する条例第三十九条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二第一項中「方法書」とあるのは、「完了報告書」と読み替えるものとする。

第七十一条の表第六十条第七号及び第六十一条の項を次のように改める。

第六十条第七号	条例第四十条第一項	条例第四十六条において準用する条例第四十条第一項
第六十一条	条例第四十条第一項	条例第四十六条において準用する条例第四十条第一項

第七十一条の表第六十条第七号の項の次に次の二項を加える。

第六十条の二 条例第三十九条 条例第四十六条において準用する条例第三十九条

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表環境創造課の項第三号中25を26とし、14から24までを15から25までとし、13の次に次のように加える。

14 第二十八条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による判定

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十七号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表大気水質保全課の項第四号中24を25とし、11から23までを12から24までとし、同号10中「第十四条の九第五項」を「第十四条の九第六項」に改め、同号10を同号11とし、同号中9を10とし、4から8までを5から9までとし、3の次に次のように加える。

4 第十三条の三第一項の規定による改善及び一時停止の命令

林務環境事務所長

別表第二の五の表大気水質保全課の項第七号中18を19とし、9から17までを10から18までとし、8の次に次のように加える。

9 第三十七条の二第二項の規定による応急の措置の命令

林務環境事務所長

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二の五の表大気水質保全課の項第四号10の改正規定（「第十四条の九第五項」を「第十四条の九第六項」に改める部分に限る。） 公布の日

二 別表第二の五の表大気水質保全課の項第七号の改正規定 平成二十四年一月一日
三 別表第二の五の表大気水質保全課の項第四号の改正規定（同号10中「第十四条の九第五項」を「第十四条の九第六項」に改める部分を除く。） 平成二十四年六月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番